

令和5年2月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和5年2月24日(金) 午後1時30分
 2. 開催場所 勝山市役所 第2・3会議室
 3. 出席委員 農業委員11名 農地利用最適化推進委員9名
 会長 1番 松村 勘兵衛
 会長職務代理 2番 辻 尊志
 農業委員 3番 北山 謙治
 5番 山口 拓雄
 6番 山内 百合子
 7番 高野 忍
 8番 牧野 昌久
 9番 吉田 武博
 10番 滝本 和子
 11番 田中 政男
 12番 酒井 清泰

- 農地利用最適化
推進委員
- 1番 横山 定守
 2番 坂上 信雄
 3番 田中 昭司
 4番 吉田 新一
 5番 前田 壽夫
 6番 松井 喜治
 7番 松田 数実
 9番 廣瀬 介治
 10番 鳥山 義昭

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第63号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第64号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第65号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第66号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	可決
議案第67号	農作業標準料金について	可決

- （報告事項）・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

6.議事
事務局長

ただいまから、令和5年2月定例農業委員会を開催いたします。
また、須見農業委員、林推進委員は欠席の旨、お聞きしております。
それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長

(あいさつ)
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく
お願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。
では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長(松村会長)

これより本日の会議に入ります。
事務局より2月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長(松村会長)

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員を、7番 高野 忍委員、
8番 牧野 昌久委員の両名にお願いします。
これより議事に入ります。

議長
(松村会長)

日程第1 議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見につ
いてを議題とします。
事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長
(松村会長)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。①から
③については吉田委員より報告をお願いいたします。

吉田委員

2月16日に現地確認へ行って参りました。①につきましては、資料を見てい
ただいた通り、雪が積もってしまっていて、場所の状態がはっきり分からないので
すが、写真の手前の方が2m程高くなっておりまして、その下に残土を置くとい
うことです。また、残土が流出しないよう配慮してあるということでした。
②③の足場の設置につきましては、各所見て回ってききましたが、農地を一部だ
け使用して、残りは稲などを耕作するということでした。足場についても、箱
足場や障子足場など、その場所にあった足場を設置するということです。足場
が倒れないように補強もしてくださるということですので、耕作に支障はない
ということですのでよろしいかと思えます。

議長
(松村会長)

④については山口委員より報告をお願いいたします。

山口委員

2月16日に現地確認を行いました。譲渡人が、孫の譲受人のために、自分の
農地を譲渡し、譲受人が住宅を建てるということで、何も問題はないかと思
いますので、よろしく願います。

議長
(松村会長)

ありがとうございました。
報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

田中委員

①ですが、8月の豪雨災害の復旧工事のための土砂置場ということで、10月11月と現況証明で非農地の判断をしていると思います。今回の申請地については、申請が出ていなかった訳ですが、非農地と農地では賃貸の差があるのでそのように(申請のタイミングに差が生じることに)なったのかなと思いました。もうひとつは、建設発生土を持ってくるのはいいと思いますが、譲受人は組合となっていて、実際に工事されるのは建設業者の方ですよね。例えば、建設業者の方が自分のところで復旧工事以外の土を持ってくる可能性はないのでしょうか。

事務局

まず、こちらの申請が最後になったのはなぜかというところですが、元々、農業法人が水稻をされていました場所として、当初の段階から、ここは契約を合意解約して、残土置場として使用したいということで、話を聞いておりました。手続き上ですが、5条申請と現況証明とでは、5条申請の方が時間がかかりますので、その分申請が遅くなったのがひとつ要因としてあるのかなと思います。また、使用期間の開始が4月からということで、それに合わせて5条申請されたということもございます。事務局としても、申請を一度に出せないのかとの話もさせてはいただいたのですが、地権者との調整等もあり、数回に分けての申請となったところでございます。また、建設発生土についてですが、処分地として使用するために、県に申請も行っておりますので、そこに申請したものの以外のもを持ち込むことはできません。そうなった場合は違反となってしまいますので、そういった部分は申請者にきちんと確認を行わせていただいております。また、業者につきましては、この組合には15者入ってまして、そのうち3者が勝山市の業者になります。この3者が実施する復旧工事は、こちらの場所で発生土を管理することになると思います。

議長
(松村会長)

その他ございませんか。
ないようですので、これより採決いたします。
議案第63号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

委員

異議無し

議長
(松村会長)

それでは、議案第63号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。

議長(松村会長)

続きまして、
日程第2 議案第64号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)及び、日程第3 議案第65号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。
これらは関連がありますので一括して行います。
事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長(松村会長)

それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、これより採決いたします。
ではまず、議案第64号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第64号については、承認することに決しました。続いて、議案第65号について採決いたします。議案第65号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第65号については先述した意見を付すことに決しました。続きまして、日程第4 議案第66号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	(説明)
議長（松村会長）	それでは審議に入ります。ご意見ご質問はありませんか。
牧野委員	2ページ目の③のところに、中間管理機構が補助金を使って、圃場を直すと書いてありますが、そのような事業が新たにできるということでしょうか。
事務局	説明が不足しており申し訳ございませんでした。牧野委員がおっしゃった事業については、中間管理機構が既に実施しているものでございまして、機構において貸し借りがされていない農地で、変形地や水路の破損があるなど、営農に支障があるような農地を、中間管理機構が基盤整備をし、機構を通して担い手に貸せるようにするものです。地主、耕作者の費用負担はなく、すべて機構が負担をします。もし担い手さんが、今まで貸し借りしていない農地で、基盤整備すれば、借りたいという農地があれば、農業委員会事務局までお問い合わせください。
牧野委員	今、賃借権を設定していなくても、一度でも中間管理機構を通して預けていた農地は対象にならないということですね。
事務局	その通りです。あくまで、担い手が受けてくれないところを、担い手が借り受けるための事業となりますので、よろしく願いいたします。
酒井委員	面積要件はあるのですか。
事務局	面積要件は特にありません。しかし、基本的には小さな農地を集めて圃場を整備する事業となります。ただ、田んぼの状況などを確認しながら、個々に判断することとなるかと思っておりますので、まずはご相談いただければと思います。
議長（松村会長）	そのほか、ございませんか。ないようですので、これより、採決いたします。議案第66号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それは、議案第58号は、原案のとおり承認することに決しました。続きまして、日程第5 議案第67号 農作業標準料金についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	(説明)

議長(松村会長)	それでは審議に入ります。 ご意見ご質問はありませんか。
山内委員	一般農作業の重作業と軽作業はどこで区別をすればいいのでしょうか。
事務局	重作業と軽作業とではっきりとした区別があるわけではありません。作業の内容を見まして、その都度、判断をしていただければと思います。今回の料金設定の中では、糶摺りで作業員1名となっておりますが、こちらは米選機をかけた後のお米を運ぶ作業となると想定いたしまして、重作業員の単価で設定しております。ドローンについては、オペレーター1名と軽作業員1名となっておりますが、この軽作業員1名は田んぼの端に立って、ドローンでの散布の範囲を分かるように指示する方となりますので、軽作業員として設定をさせていただいております。
牧野委員	オペレーター補助員というのは、どういった方のことをいうのでしょうか。
事務局	オペレーター補助員につきましては、基本的にはオペレーターが運転をしまして、その方が一時的にその場を離れたときに、その補助員が運転をするような場面を想定しております。今回の料金設定の中では、補助員としての金額は設定しておりますが、それぞれの作業単価の中にはオペレーター補助員は入れておりません。
議長(松村会長)	区別は非常に難しいところかと思いますが、団体で適宜考えていただければと思いますのでよろしく願いいたします。
高野委員	補助員というのは、オペレーターの指示されたとおりに動いてくれる人のことをいうのではないのでしょうか。
議長(松村会長)	ケースバイケースで、軽作業員に該当したり、補助員に該当したりするかもしれません。また、ここで料金設定をしたからといって、必ず(農作業を)この金額にしなければいけないというのではなく、あくまで目安としての料金設定ですので、団体の中で検討していただいて金額を決定していただければと思います。 そのほか、ございませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第67号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それは、議案第67号は、原案のとおり承認することに決しました。
議長(松村会長)	次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、全体を通して何かご質問はございませんか。

事務局

(報告)

議長 (松村会長)

最後に、次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。

事務局

では、まず来月の予定についてお伝えします。本日、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について審議いただきましたが、それを受けまして、毎年度の目標を設定することとなります。来月は、その目標について審議していただく予定をしております。また、農業委員会法の改正と基盤強化促進法の改正についてお話させていただきましたが、農地法の改正も4月1日付で施行される予定となっております。具体的には3条申請時の下限面積要件がなくなります。それに伴いまして、勝山市で設定している下限面積について廃止する必要がありますので、それを来月の議案として出させていただきます予定をしております。

次回の農業委員会は、令和5年3月24日(水)午後1時30分から、開催予定としております。推進委員会は令和5年3月27日(月)午後1時30分から、開催予定としております。

議長 (松村会長)

以上で2月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを申し上げます。

辻職務代理

閉会の言葉